

最低制限価格の設定基準の見直しについて

		国 道 美唄市 H31.4.1 ～ R元.5.1 ～ R 2.4.1 (現行)	国 道 美唄市 R4.4.1 ～ R4.5.1 ～ R 5.4.1 (変更)
工 事	設定範囲	10分の7.5～10分の9.2	
	予定価格算出の基礎 となった右に掲げる 合計額に消費税率を 乗じて得た額	①直接工事費×0.97	①直接工事費×0.97
		②共通仮設費×0.90	②共通仮設費×0.90
		③現場管理費×0.90	③現場管理費×0.90
		④一般管理費×0.55	④一般管理費×0.68
建 設 工 事 に 係 る 委 託 業 務	設定範囲	測量及び 地質調査以外 10分の6～10分の8	
		測量 10分の6～10分の8.2	
	測量業務	①直接測量費の額	
		②測量調査費の額	
		③諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
	建築関係の 建設コンサルタント 業務	①直接人件費の額	
		②特別経費の額	
		③技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	
		④諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	
	土木関係の 建設コンサルタント 業務	①直接人件費の額	
		②直接経費の額	
		③その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	
		④一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	
	地質調査業務	①直接調査費の額	
		②間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	
		③解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	
		④諸経費の額に 10分の4.8を乗じて得た額	
	補償関係 コンサルタント業務	①直接人件費の額	
		②直接経費の額	
		③その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	
		④一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	